

国民健康保険証・後期高齢者医療保険証の廃止およびマイナバーカードの健康保険証利用について

▼保険証の廃止

12月2日以降、従来の保険証は廃止され、マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナバーカード)を基本とする仕組みに変わります。12月2日以降、保険証の再発行や新規加入に伴う発行はできなくなります。

▼現行の保険証について

12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、保険証に記載のある有効期限まで使用できます。なお、豊山町国民健康保険および愛知県後期高齢者医療制度の保険証は、令和7年7月31日まで使用できます。

※令和7年7月31日までに後期高齢者医療制度に移行する人、在留期間が満了する人など一部の方は有効期限が異なる場合があります。

▼保険証の有効期限が切れた後について

①マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証をご利用ください。なお、マイナ保険証をお持ちの方には、保険証の有効期限を迎える前に、ご自身の被保険者資格等を把握できるように「資格情報のお知らせ」をお送りします。

②マイナ保険証をお持ちでない方

保険証の有効期限が切れる前に、従

来の保険証に代わるものとして「資格確認書」をお送りします。「資格確認書」の交付を受けるための事前申請は不要です。

▼マイナバーカードを健康保険証として利用する手続きについて

①必要な手続き

マイナバーカードを健康保険証として利用するためには、利用登録が必要となります。スマートフォンのアプリ「マイナポータル」からご自宅で設定可能です。

②利用登録ができるスマートフォンをお持ちでない方

各医療機関または役場保険課に設置されている機械で利用登録いただけます。利用登録時は、マイナバーカードおよびマイナバーカード取得時に設定した「利用者証明書用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)」の2点が必要となります。暗証番号を忘失した場合は役場で再設定できますので、住民課へマイナバーカードをお持ちください。

▼問合せ

保険課国民健康保険・医療グループ ☎28・0917

お急ぎください！国保特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診期間は12月末まで

今の体の状態をバランスよくチェックできるのが健康診査です。また、健康診査の結果は普段の治療でも活用することが出来ます。

通院は治療のため、健診は予防のため。目的が違ふからこそ、両方大事です。

年に1度は健康診査を受け、生活習慣病を予防しましょう。

特定健康診査・後期高齢者健康診査は通院中の方も対象です。通院の際の検査は、治療中の病気に関する検査項目に限られます。

受診を希望される方は、指定医療機関へ予約のうえ受診してください。健診受診の可否について不明な場合は必ずかかりつけ医に相談してください。なお、保健センターで実施している今年度の集団健康診査は終了しています。

▼検査項目

問診、身長測定、体重測定、血圧測定、血液検査、尿検査、腹囲測定、診察、心電図検査・眼底検査(必要時のみ)

▼検診料 無料

▼対象者

40歳以上の町国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者
※対象の方には健康診査受診券を送付

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

国民年金保険料は、所得税や住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

なお、10月1日以降に、今年初めて国民年金保険料を納付された方には、来年の2月に送付されます。

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができます。ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のがきに表示されている専用ダイヤルへお問い合わせください。

▼問合せ

名古屋西年金事務所 ☎052・524・6855